金杉町会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、金杉町会(町会)と称し、事務所は金杉会館内におく。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。特定の政治活動、宗教活動、私的営利活動には関与しない。

(薬薬)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
 - (2) 生活環境の改善に関すること。
 - (3) 生活文化の向上に関すること。
 - (4) 共同施設の利用、管理に関すること。
 - (5) 防災、防犯に関する団体との協力に関すること。
 - (6) その他この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は、町会地域(船橋金杉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の 1部、9丁目の1部、金杉町の1部、馬込町の1部、夏見台4丁目の1部、夏見 台6丁目の1部)に居住する者および店舗または事務所を有する者で構成する。

(資格)

第5条 会員は資格を取得、または喪失したときは直ちに本会に届けなければならない。

第3章 組織、役員および機関

(班組織)

第6条 この会は地区を12に分けそれぞれ班を組織する。

(その他組織)

第7条 必要に応じ部会あるいは委員会等を設けることが出来る。

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、監査役2名、班長12名、その他役員若干名。